

平成 25 年 3 月 28 日

厚木市長 小林 常 良 様

厚木市個人情報保護審査会
会 長 玉 巻 弘 光

厚木市基幹系情報システム再構築作業に伴う個人情報のオンライン結合による提供について（答申）

平成 25 年 3 月 8 日付けで意見を求められた、標記事務における厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づく個人情報のオンライン結合による提供については、3 月 13 日開催の審査会での審議の結果、次の点に留意することを前提として、条例に照らし適当なものと認めましたので答申します。

- 1 本事業の実施に当たっては、厚木市オンライン結合の基準に適合した技術的及び物理的な対策を徹底すること。
- 2 再構築作業実施事業者は、実施機関から個人情報取扱事務の一部の取扱いを伴う業務の委託を受けた者（受託者）に該当するので、実施機関において条例第 14 条の規定に基づく必要な措置を講じるとともに、受託者及び受託業務等に従事している者（再構築作業実施事業者の下請業者を含む。）が条例第 15 条の規定に基づく義務を負う旨を周知徹底すること。
- 3 再構築作業実施事業者及び再構築作業に従事している者（再構築作業実施事業者の下請業者を含む。）が個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することがないよう必要な措置を講じ、また、その措置が再構築作業実施事業者により担保されていることを、実施機関において常に確認すること。
- 4 再構築作業実施事業者との契約が終了した場合に、個人情報を速やかに確保し、第三者に流出することがないよう、実施機関において適切な管理体制を講ずること。
- 5 オンライン結合による個人情報の提供により、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じたときは、当該提供の停止その他必要な措置を講ずるとともに、その経過を審査会に報告すること。